

# 文化的財の国際貿易—課題と展望

田中 鮎夢\*

## I はじめに

本稿の目的は、芸術・文化の国際貿易に関する先行研究を整理・展望し、課題を明らかにしていくことである。芸術・文化の経済分析<sup>1)</sup>は、Baumol and Bowen (1966) の古典的作品の公刊以来、現在にいたる 50 年近い年月の中で着実に発展してきた。Baumol and Bowen (1966) の研究対象は、オーケストラなどの実演芸術であったが、いまや実演芸術以外の様々な芸術・文化が経済学の研究対象となっている。そうした現状を踏まえて、本稿も対象を狭義の芸術に限らず、広く芸術・文化とする。換言すれば、本稿の対象は「文化的財」(cultural goods) である。文化的財とは、広い意味での芸術であり、共通して芸術的・創造的内容を含む財である。Throsby (2001) は、文化的財を、(1) 創造性を含み、(2) 知的財産権を持ち、(3) 象徴的な意味を伝えるものと定義している。

芸術・文化の経済分析が進展する中で、文化的財の国際貿易に関する研究も徐々になされるようになってきた。Journal of Cultural Economics に掲載された“International Trade in Art” (Schulze, 1999) は、文化的財の国際貿易に関する実証研究の幕を開けた研究の 1 つとみなしてよいであろう。さらに、国際経済学の分野で最も権威ある学術誌 Journal of International Economics に掲載された“On the Protection of Cultural Goods” (Francois and van Ypersele, 2002) は、文化的財の国際貿易に関する厳密な理論分析の嚆矢といえる。これら 2 つの研究以後、文化的財の国際貿易に関する理論・実証研究が数多くなされるようになってきた。

本稿以前に、Schulze (2003) や Acheson and Maule (2006) が文化的財の国際貿易を展望している。また、Ginsburgh and Throsby (2014) 所収の Iapadre (2014)、Macmillan (2014)、Bisin and Verdier (2014) も文化的財の国際貿易を扱っている。本稿は、より最近の研究も踏まえ、文化的財の国際貿易の研究の現状と課題を明らかにしたい。特に文化的

財を自由貿易の例外とするか否かを巡って、これまで研究が進んできた。そのため、本稿は、以下の節で、この問題を軸として先行研究を検討していくことにしたい。

## II 文化的財の特殊性と貿易理論

文化的財と普通の財との間に違いが全くないのであれば、文化的財にも通常の貿易理論をそのまま適用すればよい。また、文化的財を自由貿易の例外とする主張も成立するのは困難である。Seaman (1992) は、文化的財は特殊な分析手法が求められるほど普通の財と異なるものではないという立場をとったときに、文化的財の貿易を標準的な貿易理論で豊かに説明できることを示した。そして、伝統的な貿易理論に加えて、新しい産業組織論に基づく貿易理論を文化的財に応用し、戦略的貿易政策として文化保護主義政策を捉えようと試みている。

Seaman (1992) の研究を引き継ぎつつ、Schulze (1999, 2003) は、文化的財が普通の財とは異なる性質もやはり備えているとした。そして、文化的財の貿易の特徴を分析するために、Stigler and Becker (1977) によって初めて定式化された消費の中毒性 (addiction) のモデルに主に依拠した。文化的財への需要は、文化的財の消費における正の中毒 (positive addiction) によって特徴付けられる。つまり、文化的財は、経験財 (experience goods) としての性質も備えていることが多い。消費によって嗜好形成 (taste formation) が行われ、文化的財への需要は高まる可能性がある。Stigler and Becker (1977) は、音楽の消費を例として取り上げ、Marshall (1891) とは対照的に、嗜好が一定であるという仮定の下で、音楽消費の中毒性を「消費資本」(consumption capital) によって説明するモデルを構築した。つまり、文化的財 (音楽) の消費の増大を、消費資本の蓄積という形で説明した。

Schulze (1999, 2003) によれば、国際的な文脈においては、正の中毒は 2 つの含意を持つ。第 1 に、人々は、慣れない芸術に対しての個人資本と社会資本を十分に蓄積するまでは、海外からの文化的財を低く評価する。この「文化的割引」(cultural discount) は、国際貿易の範囲を制限する。文化が近いほど、消費資本の違いは小さい

\* 中央大学商学部准教授、(独)経済産業研究所リサーチアソシエイト

E-mail : a-tanaka@tamacc.chuo-u.ac.jp

ので、相互の貿易は大きいものとなる。この文化的割引は非対称的である。第2の効果として、過去の貿易に現在の貿易が影響を受ける「履歴効果」(hysteresis effects)が見られる。以上の文化的割引と履歴現象から、芸術の貿易は、文化的近接性に関する正の関数であり、現在の貿易は過去の貿易の正の関数であるといえる。

さらに、Schulze (1999, 2003) は、ユニークな複製不可能な視覚芸術と、複製可能な文化的財とに分けて、文化的財の貿易を考察している。Schulze (1999) に従えば、文化的財(芸術)は次の3つに分類できる。

1. 生の実演芸術 (Live performing arts)
2. ユニークな複製不可能な視覚芸術 (Unique, non-reproducible art; unique cultural goods)
3. 複製可能芸術 (Reproducible art; reproducible cultural goods)

(1) 生の実演芸術としては、コンサート、演劇、オペラ、バレエなど (concerts, plays, operas, ballet performance, etc.) がある。(2) ユニークな複製不可能な視覚芸術としては、絵画、彫刻など (paintings, sculptures, etc.) がある。(3) 複製可能芸術としては、文学、録音された音楽、映画など (literature, music recordings, movies, etc.) がある。

財の特性によって貿易パターンも異なると考えられる。Schulze (1999, 2003) は、(2) ユニークな複製不可能な視覚芸術と、(3) 複製可能芸術に関して、文化貿易の理論を提示している。以下、Schulze (1999, 2003) の議論を紹介する。なお、(1) 生の実演芸術は、サービス貿易になり、データも利用が困難であるので、議論から除外されている。

まず、ユニークな美術品の貿易は需要規定的であり、その需要は、芸術作品が奢侈財なので所得水準の関数である。需要は、文化的近接性にも依存する。重力モデル (gravity model) による分析結果から、距離や共通の言語など文化的近接性を表す変数が、貿易全体においてよりも、ユニークな美術品の貿易においてずっと強い影響を及ぼしていることが示された。

次に、複製可能な文化的財の貿易に関しては、複製可能性(再生産性)による強い規模の経済が重要である。規模の経済から、どうして特定の文化的財の(再)生産が一地域に集中するのかが説明される。同時に、多くの文化的財の生産は、企業レベルでの強い範囲の経済によって特徴付けられる。それは、固定費用が、特定の生産物(例えば、特定の映画)の生産過程に結びついているわけではないからである。加えて、産業レベルでも規模の経済

があるだろう。

例えば、映画産業では、生産は明らかに規模の経済に特徴付けられている。生産とマーケティングには範囲の経済が働いている。また、スタジオは、高いリスクをプールする役割を果たしている。映画の製作には高度な専門技術が必要である。労働の柔軟で短期的な利用可能性が重要であるので、産業レベルでの規模の経済も生まれてくる。西欧世界におけるアメリカ映画の支配は、供給における規模の経済と文化的財の需要の特質によってもたらされたものであると考えられる。なお、こうした映画産業の特性については、Schulze (1999, 2003) とは別にCaves (2000, 2003) が契約理論によって分析しており、詳しい。

### III 文化多様性条約及び各国の保護主義政策

文化的財の貿易の中で議論が激しいのは、複製可能な文化的財の貿易に関してである。そこで、本稿は、第3節と第4節において、複製可能な文化的財の貿易を扱う。そして、続く第5節において、文化財 (cultural property)、文化遺産 (cultural heritage) と呼ばれるような、ユニークな文化的財の貿易を扱う。第3節ではまず、国際政治の舞台上で、文化多様性条約が生み出されるまでの議論の経緯を見る。次に、各国・各地域の実際の政策介入を検討する。そして、続く第4節において、現実の保護主義政策を根拠付ける経済学的根拠があるのか否かを検証する。

#### 1. ウルグアイ・ラウンドから文化多様性条約へ

文化的財を自由貿易の例外とするか否かを巡っては、ウルグアイ・ラウンド (Uruguay Round, 1986-1994)、ユネスコ (UNESCO)<sup>2)</sup> において多国間で活発に議論されてきた。本節はその経緯を振り返る。

世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) の設立を決定したウルグアイ・ラウンドにおいて、音響・映像サービス (audio-visual services) の扱いは1つの焦点であった。ウルグアイ・ラウンドでは、意見の対立のため最終的な解決に至らなかった。フランスとカナダは、いかなる先進国も「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS, 1995) の下での文化的財に関する取り決めを行っていないと主張した。一方で、米国は、WTO協定に文化特例 (cultural exception, l'exception culturelle) の条項を入れることを防いだと主張した。

ドーハ・ラウンド (Doha Round, 2001-) では、カナダが、新しい文化多様性に関する多国間条約ができるまで音響・映像サービスの貿易自由化に関する提案には応じないと

いう声明を出した。そして、GATT/WTO からユネスコに、文化的財の国際貿易に関する交渉の舞台が移された。

2001年11月、第31回ユネスコ総会では「文化多様性に関する世界宣言」(Unesco Universal Declaration on Cultural Diversity) が採択された。2003年10月の第32回ユネスコ総会では、文化多様性に関する国際規範の策定手続きを開始することが決議された。そして、2005年秋の第33回ユネスコ総会に向けて、具体的な検討が始まった。こうした中、米国は、1984年に脱退していたユネスコに2003年に再加盟し、ユネスコの「文化多様性条約起案専門委員会」等での条約策定の議論に加わった。日本では、2004年6月に文化庁が文化審議会文化政策部会の中に「文化多様性に関する作業部会」を設けた。そして、2004年9月には、「文化審議会文化政策部会文化多様性に関する作業部会報告—文化多様性に関する基本的な考え方について—」を公表した。

2005年10月20日、第33回ユネスコ総会において「文化多様性条約」(Convention on Cultural Diversity, Diversity Convention)<sup>3)</sup> が圧倒的多数の賛成によって採択された。賛成は日本を含む148カ国、反対は米国とイスラエルの2カ国、棄権が豪、ホンジュラス、リベリア、ニカラグアの4カ国であった。30カ国の批准を得て3ヵ月後に発効することになっており、2007年に発効した。2015年9月時点で批准国は、カナダやフランスをはじめとする欧州各国など139カ国に達している。条約の採択に賛成したにも関わらず、理由は明らかではないが、日本は批准していない。アメリカと並んで、日本は批准していない経済大国である。この採択に先立って、Acheson and Christopher (2004) は、文化多様性条約の実行力に疑問を呈している。

文化多様性条約は、第6条(国内レベルにおける加盟国の権利)において、文化多様性を保護し促進するため、規制措置や国内の文化的活動、文化的財・サービスの創造、生産、普及等の提供及びアクセスに関する措置、公的財政支援措置や非営利団体や芸術家等に対する奨励措置等をとることができる、としている。条約に賛成したほとんどの国がWTO加盟国でもあるため、文化多様性条約とGATT、WTO協定との関連が問題となる。それに関して、Hahn (2006) は、文化多様性条約は、文化多様性を国際的に認知されたものとするうえで重要な一歩ではあったが、WTO加盟国の権利・義務に影響を及ぼすものではないと主張<sup>4)</sup> している。なぜなら、文化多様性条約には、第20条で、(1)加盟国は、他の条約を解釈しもしくは適用する場合や他の国際的責務を負う場合には、本条約の関連条項を考慮する義務を負うものとする、(2)

本条約のいかなる条項も、加盟国が他の条約に基づく権利義務を修正するものと解釈されてはならない、といった規定がおかれているからである。ただし、第21条では、加盟国は、他の国際的協議の場において、本条約の原則および目的についてその振興をはかることを約束し、必要に応じて、本条約の目的および原則を念頭に置いた協議を相互に行うものとする、という規定がおかれている。

文化多様性条約に対しては、特に第6条の規定から、偽装された保護主義的手段になるという懸念がアメリカから指摘されてきた。そこで、神事・田中(2013)、Jinji and Tanaka (2015) は、データを用いて、文化多様性条約が国際貿易に及ぼした影響を分析した。分析結果によれば、文化多様性条約が批准国の文化的財の輸入を減らしたとは言えず、偽装された保護主義的手段になっている証拠は見出されなかった。

文化多様性条約は、文化の多様性のための国際基金を設立し、途上国の文化産業の育成を支援し、文化多様性を促進しようという積極的側面も有する。第7条「文化的表現を促進するための措置」は、自国の領域内だけでなく「世界の他の国からの多様な文化的表現にアクセスすること」を奨励する環境の整備を締約国に求めている。Jinji and Tanaka (2015) は、文化多様性条約が文化的財の輸入の外延(輸入先の国の数)を増加させることで文化多様性を促進したことを示唆する結果を得ている。

## 2. 各国の保護主義政策

多国間での文化多様性条約策定に加えて、これまで各国・各地域で独自の政策介入が文化的財の貿易に関してなされてきている。Caplan and Cowen (2004) は、保護主義政策を採用している国として、フランス、カナダ、ブラジル、韓国、中国を挙げている。本稿は、カナダ、韓国に加えて欧州連合(EU)を事例として取り上げる。

文化多様性条約策定に重要な役割を果たしたカナダは、従来から文化的財の貿易には保護主義的政策を展開してきている。代表的なものとして、カナダは、コンテンツ・ルール(content rules)と呼ばれるテレビ番組の規制を行っている。これはテレビ番組の一定割合をカナダで制作されたものにしなければならないという規制である。Acheson and Christopher (2004) は、このカナダのコンテンツ政策(content policy)は、技術進歩などによって実行可能性を掘り崩され有効ではないと論じている。なお、こうしたテレビ番組の規制(数量規制)が厚生に与える影響については、Richardson (2006)が理論的な分析を行っている。

カナダの文化政策は自由貿易協定との間で摩擦を生ん



ている。カナダは、米国・メキシコと北米自由貿易協定 (NAFTA: North American Free Trade Agreement) を結んでいる。協定には米国との間での文化貿易 (cultural trade) に関する条項がある。その内容は、Acheson and Maule (2006) によれば、(1) 特定の文化産業の除外、(2) 報復に関する条項、(3) 特例の一覧、の3つから成る。(1) 除外条項はカナダの主張を、(2) 報復条項は米国の主張を反映したものである。また、カナダはメキシコとは文化貿易に関する取り決めを結んでいない。つまり、米国とメキシコの間では、文化貿易は他の財の貿易と同様に行われる。

欧州連合 (EU) は、「国境なきテレビ指令」(Television Without Frontiers)、「メディア・プラス」(MEDIA Plus) といった政策によって、文化的財に関して保護主義的な政策も取り入れている。「国境なきテレビ指令」は、テレビ放送の50%は欧州で制作されたものでないといけないとする指令である。同時に域内では、テレビ番組の自由な流通が求められている。「メディア・プラス」プログラムは、複数の欧州諸国が共同で製作・配給する映画に助成を行っている。EUは、文化多様性条約の策定にも積極的に加わった。

韓国は、文化的財の貿易に関して保護主義的であり、自国の文化産業の育成に力を注いできた。たとえば、韓国のテレビ放送局は、事実上すべて公営である。また、第二次世界大戦後、とりわけ日本からの大衆文化の輸出を禁じてきた。1998年から2004年まで4次にわたって日本の大衆文化開放政策をとるまで、日本の複製可能な文化的財の多くが韓国に輸出されてこなかった。現時点でも地上波テレビにおいて日本の大衆文化が放送されないなどの制限が残る。韓国の政策には歴史的背景も絡んでいるので複雑であるが、保護主義的政策であったといえる。

#### IV 保護主義政策の根拠

複製可能であり、生産に規模の経済が働く文化的財について、保護主義の経済学的根拠を与えることができるか否かは論争が激しい。既に見てきたように、カナダやEUなどは現在も文化的財の貿易に関して保護主義的立場を残している。本節では、第1に、保護主義政策が経済厚生を改善するものなのか否かを検討する。加えて、第2に、保護主義政策が文化多様性の減少を防ぎうるのか否かについても検討を試みる。

##### 1. 保護主義と経済厚生

一方には、一般に自由貿易は厚生を増大させるので、文化的財に関しても自由貿易を行うべきだとする主張がある。Caplan and Cowen (2004) は、国民が文化の自由貿

易に反対するならば、経済学者は国民を教育すべきだと主張している。国際貿易のような大きな問題については、経済主体が合理的に判断することは難しくなる。Caplan and Cowen (2004) は、グローバル化こそが芸術文化を栄えさせるのだと論じる。西洋史の中で、最も文化が衰退した時代は、外部から閉ざされた暗黒の時代、中世ではないかと、論じるのである。そして、政治家や一般の人々が偏見や外国嫌いから文化的グローバル化 (cultural globalization) に敵意をむき出しにするのを経済学者は是正しないといけないと結論付ける。

他方には、Mas-Colell (1999) や Schulze (1999, 2003) のように、新しい貿易理論に依拠して戦略的貿易政策の余地を認めようと試みたり、文化特例を唱えたりする主張がある。特に、文化的財に見られる「スーパースター現象」が、大国の文化的財の高い市場占有率を理解する上で重要である。スーパースター現象とは、少数の高い才能の生産者 (財) が得る収入が、より劣った才能の生産者 (財) の収入よりも、非常に高くなり、その市場を支配する現象である。Rosen (1981) によれば、「選好の不完全代替」(imperfect substitution features of preference) という需要側の特徴、「共同消費技術」(joint consumption technology) という供給側の特徴によって、スーパースター現象は生じる。文化的財はこの2つの特徴を備えていることが多く、芸術の分野ではスーパースター現象はしばしば生じる。

Adler (1985) のスーパースター現象のモデルは、質の相違を前提せずに、需要側から収入の差を説明しようとした。たとえば、周囲の人が好む歌手に関する消費資本 (知識) は、自ずと蓄積される。消費資本が蓄積されると、その歌手の曲が聞きたくなる。こうした過程を考慮すれば、ネットワーク外部性 (network externality) から、スーパースターが誕生することを説明できる。Schulze (1999) によれば、Adler (1985) のモデルを踏まえれば、ハリウッドの映画が輸出され、消費資本が世界各国で蓄積されることで、さらにハリウッドの映画の需要が世界で高まるという、履歴効果が理解できる。一方、消費資本が蓄積されない国の財に関しては、貿易は低位にとどまる。

また、文化的財の貿易制限に関するミクロ的分析は、近年、研究の進展が著しい。まず、Francois and van Ypersele (2002) は、厚生分析によって、文化保護主義政策が、厚生を増大させる可能性と条件を明らかにした。文化的財が次の3つの条件を満たすとき、文化的財の貿易への制限によって輸入国・輸出国双方の厚生が上昇しうると示した。

- (1) 財が規模に関して収穫逓増の技術を用いて生産される
- (2) 消費者の間で評価が様々である財と、同質的な評価の財とが存在する
- (3) 消費者の間で評価が様々である財は、国際的にはほとんど評価されない。

これら3つの条件に該当する文化的財として、Francois and van Ypersele (2002) は、映画の他に、ラジオ番組、テレビ番組、文学、印刷メディアを挙げている。

Francois and van Ypersele (2002) の研究を受けて、Venkatesh and Long (2005) は、2国間で規模が大きく異なるときに、小国の選好は大国の選好に乗っ取られることを示した。そして、この選好の乗っ取りを防ぐために小国が文化的財を貿易自由化から除外することを説明できると示唆した。さらに、Rauch and Trindade (2009) は「消費におけるネットワーク外部性」(consumption network externalities) がある財として文化的財を特徴付け、貿易やコミュニケーション費用の低下が文化多様性に及ぼす影響を理論的に分析している。また、Maystre et al. (2014) は、標準的な独占的競争の貿易モデルに文化の変化を組み入れて、貿易によって文化の収束が生じるか否かを理論的に分析している。

## 2. 保護主義と文化多様性

交渉の中心が WTO からユネスコに移るのに伴って、文化特例の主張は、次第に、文化多様性という概念に置き換わった (Benhamou, 2004)。また、国連開発計画 (UNDP) は、2004 年度の報告書で、「文化的自由」(cultural liberty) という概念を提起した (UNDP, 2004)。文化的自由 (cultural liberty) という概念<sup>5)</sup> は、アマルティア・センの潜在能力概念に依拠している。本小節では、保護主義政策が文化多様性を損なうか否かを検討する。

まず、文化多様性 (cultural diversity) の概念は、曖昧で論者によって意味するところがさまざまである。どの意味で文化多様性を用いているかを明示しなければ、保護主義政策の根拠として合意を形成することは難しい。以下で、文化多様性に関する様々な議論を見ていくが、現段階で、十分な結論に達することは難しい。

文化的グローバル化が、文化多様性を破壊しているという主張がある。これに対して、Cowen (2002) は、社会内の多様性と社会間の多様性を区別して、論駁している。まず、「社会内の多様性」(diversity within society) は、ある社会における選択肢の豊かさである。他の条件を一定とすれば、選択肢が豊かであるほど、人の効用は高まる

だろう。この議論は、「多様性への選好」(preference for diversity) を前提としている。次に、「社会間の多様性」(diversity across society) とは、それぞれの社会が他の社会とは異なった選択肢を提供できていることを示している。日本でもアメリカでも同じ選択肢のものしかないとすれば、それは、文化多様性が失われていることを意味する。ただし、社会間の多様性は、個人の選択を制限する集団主義的概念 (collectivist concept) である。

Caplan and Cowen (2004) は、社会内の多様性と社会間の多様性ではなく、それぞれ、「選択肢の意味での多様性」(diversity as a menu of choice)、「文化的独自性の意味での多様性」(diversity as cultural distinctiveness) という言葉を用いている。そして、Caplan and Cowen (2004) は、文化の自由貿易が、その両方の意味での多様性を損なわないことを指摘している。市場原理が多様性を養うことを強調して、文化に関する保護主義を批判する。

現時点では、文化多様性に関する共通の定義は必ずしも存在しないので、個々の研究ごとに文化多様性を定義し、分析を行うことが必要になっている。例えば、Jinji and Tanaka (2015) は、文化的財の貿易の外延 (extensive margin) を文化多様性の指標として用いて、文化多様性条約が文化多様性に及ぼす影響を推定しようと試みている。

また、Benhamou and Peltier (2006) は、文化多様性が多次元概念であることを率直に認めて、文化多様性の指標を構築しようと試みている。Benhamou and Peltier (2006) が提起した、「多次元概念としての文化多様性」(cultural diversity as a multi-dimensional concept) は、多様性の3つの次元、(1) 多種 (variety)、(2) 釣り合い (balance)、(3) 不等 (disparity)、及び、供給された多様性 (supplied diversity)・消費された多様性 (consumed diversity) を包含する概念である。この概念を用いて、Benhamou and Peltier (2006) は、出版市場に関して、本、ジャンル、原語に分けて、文化多様性を検証している。しかし、Benhamou and Peltier (2006) の指標は、データが利用不可能であったりするなど、実用性には乏しいのが現状である。

## V 文化遺産 (文化財) の輸出入制限

### 1. 現状

文化遺産の輸出入制限には、現実に異論がほとんどない。多くの国で、国宝や重要文化財等に指定されている文化遺産、文化財の輸出入には制限が加えられている。また多国間の条約としては、1970年に第16回ユネスコ総会で採択され、1972年に発効した「文化財不法輸出禁止条約」<sup>6)</sup> がある。2002年に条約を受諾した日本でも効力

が発生している。ドイツ、ニュージーランド、スウェーデン、スイスなどを除くほとんどの主要国が締約国である。

## 2. 根拠

文化遺産の輸出入規制の経済学的根拠を明らかにすることは容易ではないが、自発的な貿易によるパレート改善を禁じる根拠として、外部効果が挙げられてきた。文化遺産を含め、文化的財は公共財的性質を備えていることが多い。文化的財は、市場価値の他に排除できず・非競争的な非市場的価値をもつ。非市場的価値としては、

- ・ オプション価値 (option value)
- ・ 存在価値 (existence value)
- ・ 威信価値 (prestige value)
- ・ 遺贈価値 (bequest value)
- ・ 教育価値 (educational value)

が挙げられる (Frey, 1997; Frey, 2003, p. 2)。この公共財的性質を持つために、文化的財の貿易に政府が介入を行う根拠が生まれる。たとえば、国宝が他国に輸出されることで、自分が国宝を見る機会は減るので、オプション価値は低下する。その国宝が自国にないことで、威信価値や遺贈価値、教育価値も低下すると考える。このように、非市場的価値の減少によって、貿易当事者以外の国民の厚生が低下する。貿易による当事者の厚生の上昇の程度が、その他国民の厚生の低下の程度よりも小さければ、貿易の制限に根拠が生じうる。より精緻な輸出入規制に関する研究としては、Giardina and Rizzo (1994) がある。

Frey and Pommerehne (1987) は、経済学の合理的選択理論の限界を認め、経済心理学の成果を取り入れて、文化的財・文化財の輸出入規制政策に根拠を与えようとする。Frey and Pommerehne (1987) は、所有効果と商業化効果が、文化的財の輸出入規制政策に根拠を与えようと主張している。

まず、「保有効果」(endowment effect) とは、支払い意思額 (WTP) と受入補償額 (WTA) が乖離する現象である。他国の美術品が自国に流入することには反対しない人でも、自国の美術品が海外に流出することに対しては、強く反対することがある。これは、現にいま自国にある美術品が失われることに対しては、受入補償額が大きくなるためである。広く国民にこの保有効果が見出されるならば、芸術、特に美術品など資本財に関しては、輸出規制が厚生を改善する可能性がある。通常、売り手と買い

手の自発的交換は、両者の同意に基づく以上、パレート改善をもたらすはずである。しかし、美術品の自発的交換を、輸出規制で禁じるのは、その交換により国民が失望することで、交換による厚生改善を上回る負の外部便益が生じるからである。

次に、「商業化効果」(commercialization effect) とは、市場における芸術の売買そのものによって、厚生が減少する現象である。通常の財と異なって、芸術は市場で売買されることは望ましくないと考えられがちである。このため、芸術に関する国際貿易が行われること自体を不快に思う可能性がある。この場合、芸術の国際貿易に関する輸出入規制が厚生改善をもたらす可能性がある。

ただし、文化的財の輸出入に対して、関税ではなく規制で対応する理由については、更なる検討が必要である。例えば、O'Hagan (1998) は、以上の Frey and Pommerehne (1987) の主張に懐疑的である。

## VI 文化貿易の実証研究

近年、文化的財の国際貿易の実証研究は増加しているが、その先駆けとなった論文の1つが、Schulze (1999) である。Schulze (1999) 以前に、Marvasti (1994) や Ho and Huddle (1976) の実証研究がある。それら初期の研究に比べて、Schulze (1999) は、標準的なデータと手法で信頼性の高い分析結果を提供したといえる。Schulze (1999) は書籍貿易について単純な横断面の回帰分析を行い、美術品の貿易に関しては、重力モデル<sup>7)</sup>を用いて分析を行っている。

Schulze (1999) は、標準国際貿易分類 (standard international trade classification, SITC) の中で、次の3つのコードに該当する財の貿易データを用いて、分析を行っている。

- ・ 美術作品、収集品と骨董品 (SITC 8960, Works of Art, Collectors Pieces and Antiques)<sup>8)</sup>
- ・ 録音物 (SITC 8983, Gramophone Records and Similar Sound Recordings)
- ・ 書籍、パンフレット、地図など印刷物 (SITC 8921, Books, Pamphlets, Maps and Globes, Printed Matter)

SITC 8960 は、ユニークな複製不可能な視覚芸術に対応する。SITC 8983 と SITC 8921 は、複製可能芸術に該当するといえる。ただし、SITC 8921 は、小説や詩だけではなく、すべての種類の本を含む。なお、生の実演芸術に対応する貿易データは利用可能ではないとして Schulze (1999) は用いていない。



Schulze (1999) が実際に用いている重力モデルの式は次のようなものである。

$$TRADE_{ij} = A \frac{GDP_i GDP_j}{DISTANCE_{ij}} D_{ij}^L D_{ij}^C。$$

$TRADE_{ij}$  は  $i$  国と  $j$  国の間の美術品の貿易量、 $GDP_i$  と  $GDP_j$  はそれぞれの国の国内総生産、 $DISTANCE_{ij}$  は、 $i$  国と  $j$  国間の距離である。 $D_{ij}^L$  と  $D_{ij}^C$  はそれぞれ言語が共通か否か ( $L$ ) と国境が接しているか否か ( $C$ ) に関するダミー変数である。なお、重力モデルとは、万有引力の法則を 2 国間の国際貿易にも適用したものである。引力に相当するのが貿易量、天体の質量に相当するのが経済活動の活発さを表す国内総生産である。実証の結果、美術品の貿易量は、国内総生産と言語とは正、距離とは負の関係にあることが示された。

Schulze (1999) の研究以後、文化的財の国際貿易に関する実証研究は数多く公表されている。その全てを紹介することはできないので、比較的著名な研究である Disdier et al. (2010) と Felbermayr and Toubal (2010) を紹介したい。Disdier et al. (2010) は、フランスの研究機関 CEPII が公表している貿易データベース BACI を用いて、文化的財の貿易を分析した研究である。Schulze (1999) よりも現代的な分析手法を採用しているのが一つの特徴である。2 国間の文化的近接性 (cultural proximity) が 2 国間の貿易全体に影響を及ぼすのか否かを検証することが Disdier et al. (2010) の研究における大きな目的である。彼らは、2 国間の文化的近接性の指標として、文化的財の貿易を用いている。そして、文化的財の貿易が活発であれば、2 国間の貿易全体も活発になることを示唆する分析結果を示している。しかし、2 国間の文化的財の貿易が 2 国間の貿易全体に与える影響を純粋に推定するのは、困難であり、彼らの分析結果の信頼性は高くはない。

同じように、2 国間の文化的近接性が 2 国間の貿易全体に及ぼす影響を推定しようと試みているのが、Felbermayr and Toubal (2010) である。Felbermayr and Toubal (2010) は、欧州で毎年あるユーロビジョン・ソング・コンテストと呼ばれる音楽コンテストのスコアデータを用いて、2 国間の年ごとの文化的近接性の指標を構築している。そして、構築した指標を用いた分析によって、確かに 2 国間の文化的近接性が高ければ、2 国間の貿易全体が大きくなることを示している。

## VII 今後の課題

### 1. 知的財産権と文化貿易

複製可能な文化的財の貿易に知的財産権が果たす役割は大きいと考えられる。映画や音楽 CD、書籍などの複

製可能な文化的財は、生産の限界費用がゼロに近いほど小さい。そのため、知的財産権で保護しなければ、生産も行われぬ。知的財産権で保護していなければ、貿易も生じえない。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)<sup>9)</sup> によって、文化的財の貿易についても知的財産権の保護が加盟国に求められている。しかし、執行 (enforcement) の水準は様々である。中国などをはじめ発展途上国では、知的財産権の侵害がしばしば指摘されている。

知的財産権保護が文化的財の国際貿易に与える影響については、研究はまだほとんどない。Deardorff (1995) は、一定の仮定の下で、知的財産権を地理的に拡大することが厚生を低下をもたらすことがあるとする Deardorff (1992) の結果を踏まえて、文化的財の貿易に果たす知的財産権保護の役割を論じている。文化的財には、稀少価値、公共財的性質の 2 つの特質がある。そのため、知的財産権保護が他の財にも増して求められると Deardorff (1995) は主張している。

また、McCalman (2004) は、知的財産権保護が強いほど、企業は統治構造をエクイティベースの組織 (直接投資) からより市場ベースの関係 (ライセンス) へ変化させるという仮説を、文化的財を事例にして検証している。40 カ国の映画・ビデオ市場に関するハリウッドのスタジオの行動を分析して、中程度の知的財産権保護水準であれば、ライセンスが選択され、保護水準が高いか低いときには、直接投資が選択されることを示した。

### 2. サービス貿易

文化的サービスの国際貿易については、データの利用可能性が乏しいことが多い。例えば、映画や文学、音楽のような複製可能な文化的財の貿易を把握するには、権利使用料の国際的なフロー (international flows of royalties) に関するデータが必要である。しかし、権利使用料に関して利用できるデータは乏しい。

芸術の世界では、財の貿易に加えて、サービスの貿易も重要である。生の実演芸術やユニークな美術品の場合、海外公演や特別展がしばしば行われている。また、実演芸術に見られるコスト病<sup>10)</sup> を克服するために、国際的なフェスティバルが各地で開催されている。こうしたサービス貿易に関するデータは乏しい。

データの利用可能性が乏しい文化的サービスの国際貿易に関しても、利用可能なデータを駆使して研究が進められていけば、文化貿易の全体像の把握につながる。近年サービス貿易に関するデータの利用可能性が徐々に高まりつつあり、Hellmanzik and Schmitz (2015) は、音楽や

映画など音響・映像サービスの貿易を重力モデルによって分析している。さらに、Hellmanzik and Schmitz (2016) は、音響・映像サービスの貿易の自由化に積極的な政策の国は、音響・映像サービスの貿易を実際により多く行っていることを明らかにしている。

また、Ferreira and Waldfogel (2013) は、1960年以降のポップミュージックのチャートのデータを用いて、世界の音楽消費と音楽貿易を分析している。それによれば、アメリカのような大国の音楽によって小国の音楽が駆逐されてしまうという恐れは事実に基づかない。むしろ、自国の音楽を好む傾向が強く見られ、しかもその傾向は近年強まっているという。

### 3. 美術品の国際取引

ユニークな美術品の場合、中古品市場における消費者間の取引が中心となる。国際貿易の理論は、生産者と消費者との取引を扱うことを主にしているので、消費者間の取引には適用しがたい。本稿では詳しく取り上げないが、国際的なアート・オークションに関しては、Baumol (1986) を嚆矢として経済理論を応用した実証研究が活発になされてきている。より最近の展開に関しては、Ashenfelter and Graddy (2003) が詳しい。

### VIII 終わりに

本稿は、文化的財の国際貿易の研究状況を展望し、課題を提示してきた。文化的財は普通の財とは異なり、自由貿易から除外されるべきであるという主張がなされることがある。この文化特例の主張の是非を巡って、経済学的研究も進展してきた。国際政治の舞台では、2005年にユネスコ総会において文化多様性条約が採択され、2007年に同条約が発効している。自由貿易を推進するGATT/WTO体制の中で、独自の保護主義的文化政策を遂行する余地を見出すためのカナダやフランスの努力の結果である。しかし、文化多様性条約が保護主義に結びついている証拠は今のところない。

複製可能であり規模の経済が働く文化的財(映画やテレビ番組、録音された音楽、文学など)についてはウルグアイ・ラウンドなど国際政治の舞台で激しい議論がなされてきたが、ユニークな複製不可能な文化的財(美術品など)については事実上輸出入制限に異論はほとんどない。しかし、文化遺産の輸出入制限の経済学的根拠はまだ十分とはいえない。

政策的議論とは別に、文化的財の貿易の実証研究も活発に行われるようになってきた。Schulze (1999) が重力モデルを用いた実証研究を行って以降、多数の実証研究

がなされている。代表的な研究である、Disdier et al. (2010) と Felbermayr and Toubal (2010) では、Schulze (1999) に比べて、洗練された分析手法が用いられている。そして、これらの研究において、文化的近接性が貿易全体に正の影響を及ぼすことが示されている。

データの利用可能性の問題もあるが、今後、国際貿易の理論の発展を踏まえる形で、文化的財の国際貿易の研究がさらに展開されていくことが期待される。例えば、既に、Deardorff (1995) や McCalman (2004) による研究があるが、知的財産権が文化的財の貿易に及ぼす影響についても活発に研究されていく必要があるだろう。また、Hellmanzik and Schmitz (2015, 2016) においてなされているような芸術・文化のサービス貿易の実証分析も今後進展が期待される。

### 注

- 1) この分野の発展は、Throsby (1994) や Blaug (2001) に代表される展望論文、Ginsburgh and Throsby (2006, 2014) のようなハンドブックにより分かる。
- 2) 国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)。
- 3) 正式名称は、「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」(the Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions)。
- 4) Graber (2006) も Hahn (2006) に近い見解であるが、WTOの紛争解決において、パネルや上級委員会が文化多様性条約を考慮する可能性を指摘している。
- 5) UNDP (2004, p. 4) によれば、「文化的自由とは、他の選択肢を検討する適正な機会がある条件下で、人々が、自ら選択したものになる潜在能力である。」(Cultural liberty is the capability of people to live and be what they choose, with adequate opportunity to consider other options.)。報告書は、個人が、国籍 (citizenship)・性別 (gender)・人種 (race)・言語 (language)・政治 (politics)・宗教 (religion) といった複数のアイデンティティを持っているとする立場で書かれている。潜在能力を保証するものとしての文化多様性が、文化的自由といえる。
- 6) 正式名称は「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」(Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property)。この条約の主な内容は下記のと



おりである。

(1) 他の締約国の博物館等から盗取された文化財(所蔵品目録に属することが証明されたものに限る)の輸入を禁止する。(2) 原産国である締約国の要請により、(1)の文化財の回復及び返還について適当な措置をとる。ただし、善意の購入者に対して適正な補償金が支払われることを条件とする。(3) 自国の文化財の輸出には許可を受けることを義務付け、輸出許可書の無いものの輸出を禁止する。

7) 重力モデルの概要は Head and Mayer (2014) が詳しい。

8) 絵画 (paintings)、デッサン (drawings)、パステル (pastels)、彫刻 (original sculptures)、原版 (original prints)、科学的あるいはその他の収集品 (scientific and other collections)、切手 (stamps for philately)、骨董品 (antiques over 100 years old)。

9) Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights。

10) コスト病については、Baumol (1965, 1967)、Baumol and Bowen (1966)。

## 参考文献

- Acheson, Keith and Christopher Maule, "Canadian Content Rules for Television: Misleading Lessons for Europe," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 16, No. 1, 1992, pp. 13-23.
- , "Convention on Cultural Diversity," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 28, No. 4, 2004, pp. 243-256.
- , "Culture in International Trade," Victor A. Ginsburgh and David Throsby ed., *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Vol. 1, (Handbooks in Economics Series), North-Holland, 2006, pp. 1141-1182.
- Adler, Moshe, "Stardom and Talent," *American Economic Review*, 1985, Vol. 75, No. 1., pp. 208-212.
- Ashenfelter, Orley and Kathryn Graddy, "Auction and the Price of Art", *Journal of Economic Literature*, Vol. XLI, 2003, pp. 763-786.
- Bala, Venkatesh and Ngo Van Long, "International Trade and Cultural Diversity with Preference Selection," *European Journal of Political Economy*, Vol. 21, No. 1, 2005, pp. 143-162.
- Baumol, William J., "On the Performing Arts: The Anatomy of Their Economic Problems," *American Economic Review*, Vol. 55, No. 1-2, 1965, pp. 495-502.
- Baumol, William J. and William G. Bowen, *Performing Arts: The Economic Dilemma*, Twentieth Century Fund, 1966. ウィリアム・ボウモル, ウィリアム・ボウエン著, 渡辺守章・池上惇監訳『舞台芸術：芸術と経済のジレンマ』芸団協出版部, 1994年。
- Baumol, William J., "Macroeconomics of Unbalanced Growth: The Anatomy of Urban Crisis," *American Economic Review*, Vol. 57, No. 3, 1967, pp. 415-426.
- , "Unnatural Value: Or Art Investment as Floating Crap Game," *American Economic Review*, Vol. 76, No. 2, 1986, pp. 10-14.
- Benhamou, Françoise, "Comment," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 28, No. 4, 2004, pp. 263-266.
- Benhamou, Françoise and Stephanie Peltier, "How Should Cultural Diversity Be Measured? An Application Using the French Publishing Industry," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 31, No. 2, 2007, pp. 85-107.
- Bisin, Alberto and Thierry Verdier, "Chapter 17 -Trade and Cultural Diversity," In: Victor A. Ginsburgh and David Throsby, Editor (s), *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Elsevier, 2014, Volume 2, pp. 439-484.
- Blaug, Mark, "Where Are We Now on Cultural Economics?," *Journal of Economic Surveys*, Vol. 15, No. 2, 2001, pp. 123-143.
- Caplan, Bryan and Tyler Cowen, "Do We Underestimate the Benefits of Cultural Competition?," *American Economic Review*, Vol. 94, No. 2, 2004, pp. 402-407.
- Caves, Richard E., *Creative Industries: Contracts between Art and Commerce*, Harvard University Press, 2000.
- Caves, Richard E., "Contract between Art and Commerce," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 17, No. 2, 2003, pp. 75-83.
- Cowen, Tyler, *Creative Destruction: How Globalization is Changing the World's Cultures*, Princeton University Press, 2002.
- Deardorff, Alan V., "Welfare Effects of Global Patent Protection," *Economica*, Vol. 59, No. 233, 1992, pp. 35-51.
- , "The Appropriate Extent of Intellectual Property Rights in Art," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 19, No. 2, 1995, pp. 119-130.
- Disdier, Anne-Celia, et al., "Bilateral Trade of Cultural Goods," *Review of World Economics*, Vol. 145, No. 4,

- 2010, pp. 575-595.
- Felbermayr, Gabriel J. and Farid Toubal, "Cultural Proximity and Trade," *European Economic Review*, Vol. 54, No.2, 2010, pp. 279-293.
- Ferreira, Fernando and Joel Waldfogel, "Pop Internationalism: Has Half a Century of World Music Trade Displaced Local Culture?," *The Economic Journal*, Vol.123, No.569, 2013, pp.634-664.
- Francois, Patrick and Tanguy van Ypersele, "On the Protection of Cultural Goods," *Journal of International Economics*, Vol. 56, No 2, 2002, pp. 359-369.
- Frey, Bruno S. and Werner W. Pommerehne, "International Trade in Art: Attitudes and Behaviour," *Rivista Internazionale di Scienze Economiche e Commerciali*, Vol. 34, No. 6, 1987, pp. 465-486. Reprinted in Ruth Towse ed., *Cultural Economics: The Arts, the Heritage and the Media Industries (International Library of Critical Writings in Economics)*, Vol. I, Edward Elgar, 1997, pp. 554-574.
- Frey, Bruno S., *Arts and Economics: Analysis and Cultural Policy*, 2nd ed., Springer, 2003.
- Giardina, Emilio and Ilde Rizzo. "Regulation in the Cultural Sector," in Alan Peacock and Ilde Rizzo ed., *Cultural Economics and Cultural Policies*, Kluwer Academic Publishers, 1994, chap. 10, pp. 125-142.
- Ginsburgh, Victor A. and David Throsby ed., *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Vol. 1, (Handbooks in Economics Series), North-Holland, 2006.
- , *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Vol. 2, (Handbooks in Economics Series), North-Holland, 2014.
- Graber, Christoph Beat, "The New UNESCO Convention on Cultural Diversity: A Counterbalance to the WTO?," *Journal of International Economic Law*, Vol.9, No.3, 2006, pp.553-574.
- Hahn, Michael, "A Clash of Cultures? The UNESCO Diversity Convention and International Trade Law," *Journal of International Economic Law*, Vol. 9, No. 3, 2006, pp. 515-552.
- Head, Keith and Thierry Mayer, "Gravity equations: Toolkit, Cookbook, Workhorse," in *Handbook of International Economics*, Vol. 4, 2013, pp.131-195.
- Hellmanzik, Christiane and Martin Schmitz, "Virtual Proximity and Audiovisual Services Trade," *European Economic Review*, Vol. 77, 2015, pp.82-101.
- , "The Impact of Cultural Exceptions: Audiovisual Services Trade and Trade Policy," *Applied Economics Letters*, Vol. 23, No.10, 2016, pp.695-700.
- Ho, Yhi-Min and Donald L. Huddle, "Traditional and Small-Scale Culture Goods in International Trade and Employment," *Journal of Development Studies*, Vol. 12, No. 2, 1976, pp. 232-251.
- Iapadre, P. Lelio, "Chapter 15 -Cultural Products in the International Trading System," In: Victor A. Ginsburgh and David Throsby, Editor(s), *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Elsevier, 2014, Volume 2, pp. 381-409.
- Jinji, Naoto and Ayumu Tanaka, "How Does UNESCO's Convention on Cultural Diversity Affect Trade in Cultural Goods?" RIETI Discussion Paper Series, No. 15-E-126, 2015.
- 神事直人・田中鮎夢「文化的財の国際貿易に関する実証的分析」RIETI Discussion Paper Series, No. 13-J-059, 2013.
- Macmillan, Fiona, "Chapter 16 -Cultural Diversity, Copyright, and International Trade," In Victor A. Ginsburgh and David Throsby, Editor (s), *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Elsevier, 2014, Volume 2, pp. 411-437.
- Marshall, Alfred, *Principles of Economics*. Macmillan, 1891.
- Marvasti, A. Kbar, "International Trade in Cultural Goods: A Cross-Sectional Analysis," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 18, No. 2, 1994, pp. 135-148.
- Mas-Colell, Andreu, "Should Cultural Goods Be Treated Differently?," *Journal of Cultural Economics*, Vol. 23, No. 1-2, 1999, pp. 87-93.
- Maystre, Nicolas, et al., "Product-based Cultural Change: Is the Village Global?," *Journal of International Economics*, Vol. 92, No. 2, 2014, pp.212-230.
- McCalman, Phillip, "Foreign Direct Investment and Intellectual Property Rights: Evidence from Hollywood's Global Distribution of Movies and Videos," *Journal of International Economics*, Vol. 62, No. 1, 2004, pp. 107-123.
- Rauch, James E., and Vitor Trindade. "Neckties in the Tropics: A Model of International Trade and Cultural Diversity," *Canadian Journal of Economics*, 2009, Vol. 42, No. 3, pp. 809-843.
- Richardson, Martin, "Commercial Broadcasting and

- Local Content: Cultural Quotas, Advertising and Public Stations,” *The Economic Journal*, Vol.116, No.511, 2006, pp.605-625.
- Rosen, Sherwin, “The Economics of Superstars,” *American Economic Review*, 1981, Vol. 71, No. 5, pp. 845-58.
- Schulze, Günther G., “International Trade in Art,” *Journal of Cultural Economics*, Vol. 23, No. 1-2, 1999, pp. 109-136.
- Schulze, Günther G., “International Trade,” in Ruth Towse ed., *A Handbook of Cultural Economics*, 2003, Edward Elgar, 2003, pp. 269-275.
- Schulze, Günther G., “Superstars,” in Ruth Towse ed., *A Handbook of Cultural Economics*, 2003, Edward Elgar, 2003, pp. 431-436.
- Seaman, Bruce A., “Considerations in Adapting Industrial Organization Theory to the International Trade in Cultural Goods,” in Ruth Towse and Abdul Khakee ed., *Cultural Economics*, Springer-Verlag, 1992, pp. 153-162.
- Stigler, George J. and Gary S. Becker, “De Gustibus Non Est Disputandum,” *The American Economic Review*, Vol. 67, No. 2, 1977, pp. 76-90.
- Throsby, David, “The Production and Consumption of the Arts: A View of Cultural Economics,” *Journal of Economic Literature*, Vol. XXXII, 1994, pp. 1-29.
- , *Economics and Culture*, Cambridge University Press, 2001.
- United Nations Development Programme (UNDP), *Human Development Report 2004: Cultural Liberty in Today's Diverse World*, Oxford University Press, 2004.